

転居

市民センター欄に○マークのあるものは、
各市民センターでも受付しています。

住所
戸籍

下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続き	必要なもの	受付窓口 担当課	市民 センター	該当	受付済
マイナンバーカードをお持ちの方	カードの住所変更	マイナンバーカード	市民課 (1 F) 0968-43-1169	○		
申請したマイナンバーカードを 受け取っていない方	カードが出来上がりましたら、新住所あてにお知らせします ※新住所を追記します 新住所のみ記載したカードをご希望の場合は再申請が必要です	※再申請を希望する場合は担当課へご相談ください				
印鑑登録をしている方	住所は自動的に変更になります					

※各種保険証・受給者証・認定証等は、後日郵送で送付いたします

保険
年金

国民健康保険に加入している方 →70 歳から 74 歳までの方	国民健康保険資格確認書の交付 高齢受給者証の交付	旧住所の国民健康保険資格確認書 旧住所の高齢受給者証	国保年金課 (1 F) 0968-43-1527	○		
→各種認定証をお持ちの方	認定証の住所変更	・旧住所の限度額適用認定証 ・旧住所の限度額適用・標準負担額減額認定証 ・旧住所の特定疾病療養受療証など				
75 歳以上の方 または 65 歳以上の障害認定で後期高齢者医療制度に加入している方	新しい後期高齢者医療資格確認書の交付※負担割合が変更になる方など	旧住所の後期高齢者医療資格確認書				
→各種認定証をお持ちの方	認定証の住所変更	・旧住所の限度額適用・標準負担額減額認定証 ・旧住所の特定疾病療養受療証など				
年金を受給中の方	年金の住所変更 ※共済年金の方は共済組合へ	※住民票コードが「未収録」の方は窓口でご相談ください				

高 齢

障がい

介護保険証をお持ちの方 (65 歳以上または要介護認定を受けている方)	介護保険証の住所変更 各種認定証の住所変更	・旧住所の介護保険証 ・旧住所の負担割合証 ・旧住所の負担限度額認定証	長寿支援課 (1 F) 0968-43-1180	○		
障がいの手帳をお持ちの方	各種手帳の住所変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	福祉課 (1 F) 0968-43-0052	○		
重度心身障がい者の医療費受給資格をお持ちの方	重度心身障害者医療費受給者証の住所変更 ※変更届の提出が必要	重度心身障害者医療費受給者証 (交付されている方)				
福祉サービス受給者証をお持ちの方	福祉サービス受給者証の住所変更	※担当課へご相談ください				

こども

小学生・中学生のお子さんがいて、 通学区域が変わる方	転校手続き	前の学校で発行された ・在学証明書 ・教科用図書給与証明書 ※学校へ提出してください	学校教育課 (4 F) 0968-43-1638	○		
児童手当を受給している方 (0 歳～高校生年代)	※手続きは必要ありません	※受給者が公務員の場合は、勤務先にお問い合わせください	子ども課 (1 F) 0968-43-1514			
児童手当を受給していて、児童と異なる住所に住む方	別居監護の申立 ※同月中に同居になる場合は不要					
子ども医療費受給者証をお持ちの方 (0 歳～高校生年代)	子ども医療費助成の住所変更 ※変更届の提出が必要	子ども医療費受給者証				
保育園に入園しているお子さんがいる方	住所変更					
ひとり親家庭等に該当している方 ※世帯構成に変更がある方は、 別に手続きが必要になる場合があります	児童扶養手当の住所変更 ※変更届の提出が必要	※担当課へご相談ください				
	ひとり親家庭等医療費助成の住所変更 ※変更届の提出が必要	※担当課へご相談ください				
特別児童扶養手当を受給している方	特別児童扶養手当の住所変更	※担当課へご相談ください	福祉課 (1 F) 0968-43-0052	○		

税・料金

上下水道を使用する方、または使用をやめる方 世帯員の増減がある方	使用開始・中止・変更の届出	※右記へお問い合わせください	水道局お客様サービスセンター (山鹿市古閑 77) 0968-43-1161	○		
-------------------------------------	---------------	----------------	--	---	--	--

その他

市営住宅を退去する方 または市営住宅に同居する方	市営住宅の退去手続き 市営住宅の同居手続き	※入居者が増減する場合、必ず届出が必要です 担当課へご相談ください	都市整備課 (2 F) 0968-43-1591			
市営墓地を利用中の方	利用許可証変更手続き	※担当課へご相談ください	環境課 (環境センター)			
ごみの処分が必要な方	自己搬入の申し込み	※搬入前に事前電話確認を行ってください ※搬入時は手数料が必要です	0968-43-7211			



山鹿市役所

本庁

〒861-0592 熊本県山鹿市山鹿 987 番地 3

鹿北市民センター

〒861-0692 熊本県山鹿市鹿北町四丁 1612 番地

菊鹿市民センター

〒861-0406 熊本県山鹿市菊鹿町下内田 713 番地

鹿本市民センター

〒861-0392 熊本県山鹿市鹿本町来民 686 番地 1

鹿央市民センター

〒861-0565 熊本県山鹿市鹿央町合里 158 番地 1

受付時間

あさ **9 時 0 0 分** ～ 夕方 **4 時 0 0 分**

(土曜・日曜・祝日、年末年始はお休みです)

オンライン申請はこちら



各市民センターでも各種手続きができますが、一部受付していないものもあります。
内側の表でご確認ください。

手続きチェックシート

転居

山鹿市内で引越しされた方へ

転居届

住み始めた日から **14 日以内**に届出してください

※未来の日付での転居はできません。

《届出に必要なもの》

- ・お持ちの方は「**マイナンバーカード**」
- ・外国人の方は「**在留カード**」または「**特別永住者証明書**」

関連する手続きは内側にあります

必要な書類がそろわない手続きは、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を
証明できるもの、免許証、許可証>

**1 点で
本人確認
できるもの**



運転免許証



マイナンバーカード

そのほか

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

**確認に
2 点が
必要なもの**

- ・資格確認書
- ・年金手帳※
- ・介護保険証
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

※年金手帳は廃止されましたが、引き続き本人確認書類としてご利用いただけます。

代理人の方が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。